

タブレット端末等貸与要綱

伊丹市教育委員会

（目的）

第1条 この要綱は、伊丹市立小学校、中学校及び特別支援学校に在学の児童生徒（以下「児童生徒」という。）が、学校教育活動の一環として行う学習活動等（家庭等における場合のものを含む。）において使用するタブレット端末（以下「端末」という。）及び家庭等における場合でインターネットを利用するために必要となるモバイルルータ（以下「ルータ」という。）を、教育委員会が調達する範囲内で児童生徒へ貸し付けることについて必要な事項を定めるものとする。

（対象者及び貸与物品）

第2条 教育委員会は、児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）に対して、端末を貸し付ける。

2 教育委員会が貸し付ける端末は、児童生徒が在学する学校に配備されたもの又は当該学校の校長が管理するものを充てる。

3 教育委員会は、インターネット環境が整備されていない家庭等の児童生徒の保護者について、併せてルータを貸し付ける。

4 ルータの貸与は1家庭につき、1台とする。

5 ルータの貸与は、次の各号の順とする。

- （1）生活保護教育扶助世帯・就学援助世帯で中学校3年生又は小学校6年生の保護者
- （2）中学校3年生又は小学校6年生の保護者
- （3）生活保護教育扶助世帯・就学援助世帯の児童生徒（高学年から優先とする）の保護者
- （4）前各号に定めるもののほか、校長が必要と認める環境が整備されていない児童生徒の保護者

（申請）

第3条 保護者は、「タブレット端末貸与申請書兼同意書」および「モバイルルータ貸与申請書兼同意書」を在学する学校の校長へ提出して申請するものとする。

2 保護者は、児童生徒が在学する当該学校から伊丹市立の学校へ転出又は伊丹市立の中学校へ進学する場合は、あらかじめ転出先又は進学先の学校の校長へ申請書を提出するものとする。

（審査）

第4条 学校は、ルータを貸し付ける場合については、前条の規定により提出された

申請書を教育委員会へ提出する。また、学校は申請書内の学校使用欄へ記入、自署または押印し、保管する。

- 2 保護者は、申請書の内容に変更が生じた場合（学校名を除く。）は、再度申請書を提出するものとする。

（貸与期間及び貸与料等）

第5条 端末の貸与期間は、児童生徒が伊丹市立小学校、中学校及び特別支援学校に在学する期間とし、ルータの貸与期間は、児童生徒が伊丹市立小学校、中学校及び特別支援学校に在学し、当該児童生徒の家庭等でのインターネット環境が整備されるまでの期間とする。

- 2 端末及びルータの貸与料は無料とする。

（管理）

第6条 学校は、タブレット端末等貸与簿（以下「貸与簿」という。）を作成し、校長の責任において管理する。

- 2 学校は、貸与状況に変更が生じた場合は、貸与簿に記載しなければならない。
- 3 校長は、教育委員会の求めがあった場合は、当該貸与状況を報告しなければならない。
- 4 校長は、端末を児童生徒に持ち帰らせる際、タブレット端末に破損等がないかを確認しなければならない。

（返却）

第7条 保護者は、児童生徒が在学する当該学校から伊丹市立以外の学校へ転出又は進学並びに伊丹市立の学校から卒業する場合は、速やかに端末及びルータを当該学校の校長へ返却しなければならない。

- 2 保護者は、家庭等でのインターネット環境が整備された場合は、速やかにルータを校長へ返却しなければならない。
- 3 保護者は、校長から特に返却の要請があった場合は、速やかに端末及びルータを校長へ返却しなければならない。返却の要請を受けた後、再び貸与を希望する場合は、再度申請書を校長へ提出するものとする。
- 4 学校は、返却された端末及びルータを貸与簿の内容と照合し、確認できれば、貸与簿の終了日に記入する。

（破損又は紛失等）

第8条 保護者は、児童生徒が端末及びルータを破損又は紛失等した場合は、直ちに学校へ連絡しなければならない。

- 2 学校は、前項の連絡があった場合、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から適用する。